



発行所 岡垣町役場
 責任者 岡垣町長 辻守荘
 印刷所 有限会社 大和印刷所
 電話(宗像) 2027番

新年のことば

岡垣町長 辻 守 荘



輝やかしい昭和四十二年の新春を迎え、岡垣町の皆さんおめでとごさいます。

昨年は町民各位の御協力と、町民の意志を代表する町議会の

力強い働きによって、政治に、経済に、或いは開発に長足の躍進を致しました。洵に御同慶に堪えません。

今や人類科学は月世界を踏破せんとしています。前途に洋々たる発展の要素を備える岡垣町は、果しない社会発展のトップ自治団体として、本年は力強いスタートを致す決心であります。私も町長として、元氣一杯働きます。皆さんも益々健康で、心からなる御指導と、御支援を御願ひ申し上げます。 元旦



に立ち、教育本来の目的をふまえて、町民の、わけても、青少年の知識技能の開発、体力の増強、徳性のかん養に努め、よりよい教育の環境、条件の醸成整備に意を用い、地域社会の教育に対する強い要望にこたえるべく、その職務の遂行に専念したい。

このような信念と決意にたつとき、四十二年度に於ける教育方針が樹立されると共に、その施策が適正に展開されなければならぬ。そのためにはまず、町議会、町執行者と、私共委員会が、強固で、而も緊密なる連繋をとり、教育関係者が、協同一致して、岡垣教育を推進し、町民全体の教育に対する深い理

解と、強い協力のもとに堅実な教育効果の向上を期したい。

このような観点から、次の基本方針を樹て、以下の重点施策を推進する。

- 1、教育内容の充実強化。
- 2、教育の機会均等の確保。
- 3、学校施設、設備の整備充実。
- 4、青少年の健全育成。
- 5、保健体育の振興。
- 6、社会教育の充実。

1、各教課研修助成。
 2、戸切小学校防音校舎の建設。

3、社会教育指導体制の強化
 以上

柳田国男先生の詠じた
 新年の清ら若水くみあげて
 さらに泉の力をぞ思ふ。

を讀んで、強く心を打たるるものがあつた。清らかに、力強く、止むことなく、而も心こんとして湧き出る泉の尊さに「教育」こそこの泉のようにありたきものだ、深く心に銘じて自分の職務にいそしむ決意である。

町民各位、益々健康で住みよい楽土建設は、教育第一だと認識され、それぞれの立場から、一致協力を願って年頭の辞とす

謹 賀 新 年

昭和四十二年元旦

岡垣町役場職員一同
 全 町議會議員一同
 全 教育委員会一同

年頭の辞

岡垣町教育委員長 加藤 健次



国家社会の発展、人類の福祉向上は、一に国民の資質の開発に、教育の使命は、きわめて重要にかかると、すなわち、根本において、教育の力にまた

当委員会は、このような理念

社会福祉協議会へ 香典返しとして寄附

吉木、故秋武雅一氏(七三才) 七月二七日死亡、長男秋武徹雄氏より寄附。

野間、故一色円明氏(九三才) 七月二五日死亡、甥大利長一郎氏より寄附。

糠塚故旅生芳信氏(一六才) 八月二日死亡、父旅生信行殿より寄附。

(次頁へつづく)

戸切、故石田由美子さん(五才)
 八月二五日死亡、父石田広海氏より寄附
 高倉故大村洋子さん(六才)
 九月一日死亡、父大村政夫氏より寄附
 内浦、故長畑明二氏(八十才)
 八月三一日死亡、甥長畑菊丸氏より寄附
 野間、故荒牧芳松氏(五五才)
 九月二八日死亡、妻荒牧ミツエ氏より、寄附
 元松原、故広渡命助氏(八二才)
 十月七日死亡、長男広渡芳人氏より寄附
 高倉、故橋田幸吉氏(七五才)
 十月三一日死亡、長男橋田種雄氏より寄附
 正矢口、故麻生キヨノ氏(八六才)
 十一月一〇日死亡、麻生虎夫氏より寄附
 新海老津、故竹石徳郎氏(八二才)
 十一月二六日死亡、長男竹石正男氏より寄附

議会だより

第四回臨時議会は、十月十五日招集され、会期は一日とし、次の議案が可決された。

1、記
 山田榑溜池の処分について。左記の溜池敷地を親和産業株式会社売却する事について、地方自治法第九六条、第一項、第七号の規定に依り、議会の議決を求める。

地番	地目	台帳面積	実測面積
山田字榑二二番地	溜池	九、一一四平米 (二七六二坪)	／
山田字榑二二番地	溜池	三、二三七平米 (九八一坪)	／
計		一二、三五一平米 (三、七四三坪)	三、二四三坪

任期満了する人権擁護委員、石田一雄氏の後任として、下記の通り推せんしたので、人権擁護委員法第六条の規定にもとづき、町議会の意見を求める。

記
 岡垣町大字戸切 石田一雄
 無職 七三才 再せん
 議案第四九号



地方税法(昭和四一年法律第四〇号)の改正に伴い、岡垣町町税条例の一部を改正する必要があるため、退職所得の課税特例
 議案第四八号
 人権擁護委員の推せんについて。

第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出、それぞれ、三一、九〇七千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ三四二、三〇五千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並に補正後の、歳入歳出予算の金額は「第一表、歳入歳出予算補正」による。

議案第五〇号
 鹿兒島本線、戸切白谷踏切、無人化反対に関する決議。
 戸切白谷踏切は、戸切区外四区に通ずる重要道路であるが、国鉄においては、合理化計画の一端として、この踏切も、無人化せんとしているため、危険防止の見地から、町議会の反対決議を求める。

議会議事堂に招集され、会期は一日で次の議案が可決された。

議案第四六号
 岡垣町職員の勤務時間、その他、勤務条件に関する条例の一部を改正する条例。
 岡垣町職員の勤務時間、その他勤務条件に関する条例(昭和三十一年条例第一号)の一部を次のように改正する。
 (勤務時間)
 第三条を次のように改める。
 第三条、職員の勤務時間は午前八時から午後四時三〇分までとする。但し土曜日は午前十二時迄とする。
 議案第四七号
 岡垣町町税条例の一部を改正する条例
 地方税法(昭和四一年法律第四〇号)の改正に伴い、岡垣町町税条例の一部を改正する必要があるため、退職所得の課税特例
 議案第四八号
 人権擁護委員の推せんについて。

昭和四一年度一般会計補正予算(第二号)
 昭和四一年度岡垣町の一般会計補正予算(第二号)は次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出、それぞれ、三一、九〇七千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ三四二、三〇五千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並に補正後の、歳入歳出予算の金額は「第一表、歳入歳出予算補正」による。

- 1、家屋2戸の家揚げは町と山田区で負担
 - 2、水路建設費は親和産業の負担
 - 3、売却価格 八、三六七、〇〇〇円 (坪当り三、〇〇〇円)
 - 4、売却しない面積 四五四坪
 内訳
 堤防法敷 二二八坪
 既設団地取付道路 六〇坪
 大成団地への道路 五七坪
 水路敷地 一〇九坪
 - 5、売却価格は山田区と折半
 - 6、
- 第五回臨時町議会は十一月二六日、午前九時三〇分、岡垣町

第1表 歳入歳出補正予算

款	項	補正額		計
		補正額	計	
4、地方交付税	1地方交付税	50.000	3.660	53.660
5、分担金及交付金	1分担金	1.171	1.262	2.439
	2国庫補助金	44.821	20.655	66.076
7、国庫支出金	3〃委託金		600	
	2〃補助金	26.008	628	26.636
8、県支出金	3〃委託金			
12、繰越金	1繰越金	14.444	1.102	15.546
14、町債	1町債	83.558	4.000	87.558
歳入合計		310.398	31.907	342.305

款	項	補正額		計
		補正額	計	
2、総務費	1総務管理費	77.565	26.890	104.455
6、農林水産業費	7基地事務委託費			
	8有線放送事務費	34.396	1.050	35.446
8、土木費	1農業費			
	2道路橋梁費	38.388	738	39.126
10、教育費	3河川費			
	2小中学校費	41.281	497	41.778
11、災害復旧費	3中学校費			
合計	1農林水産災害復旧費	17.931	2.732	20.663
		310.398	31.907	342.305

町民みんなで小暴力を追放しよう

十一月十七日の岡垣町青少年問題協議会委員と青少年補導員の合同会議で、今まで平安無事と思っていた岡垣町にも、小暴力的なゆすり、たかり等の犯罪が発生しているの、一部のものにより、多くの岡垣町の善良な町民が、直接間接に被害を受け、迷惑をこうむることは絶対にゆるせないことで、その対策が検討された。

その一部で差支えない分はこゝで公表するが、この根絶は岡垣町々民みんながその気になり、手をつなぎ、立ち上らねばむづかしい。

各区とも隣組単位位で真剣に話し合ってもらいたい。自分の所は関係ない等といわず、あなたの子供さんがその被害にあっているかもしれないのだから、町ぐるみで組織を作り監視して頂きたい。

すぐに届出を

今まで被害にあった者は、殆んど全部後難をおそれてか、家の人にも話していない。それで小暴力が跋扈する結果になった。今後は被害にあったら、「金を借せ」といわれた程度の些細なことでも、地区の補導員か

警察からのお知らせ

最近海老津駅、及び商店街附近では、不良高校生が数人たむろして、いいがかりをつけたり、ひやかしたり、又は金品をたかろうとした事件が発生しています。警察としては、地域補導員の方々と協力して、不良学生の補導に努めています。皆様もこのような事件を発見した場合は、直ちに、岡垣派出所に届けて下さい。又被害にかららないよう注意して下さい。

役場の公民館が警察にでも届けて下さい。

そのことだけは警察沙汰にならないような小さなことでも、それがたびかさなれば参考資料になりますので自分一人で悩まずすぐ届けて下さい。秘密は絶対に守られます。誰が届けたということも絶対に分りません。このことは子供さんにもよく聞かせておいて下さい。

岡垣町の青少年問題協議会委員及び青少年補導員の家には門標が掲げてあります。

家庭教育の振興を

非行少年、問題青少年が出て親や、社会はさわぐ。が実は既に手遅れになっている。というのは人間の性格は幼児の時代に形成される。それで幼児期に少くとも、衝動の抑制と善悪のけじめだけははっきり教えておかねばならない。

衝動の抑制

人間は衝動のおもむくままに行動していたら大変なことになる。誰もみんないくらか欲望を制御し、社会が承認する範囲で行動している。

が衝動—欲求はどこかに吐け口を求め、ふき出してくる。この欲求が社会の形式に反すると排斥される。社会は共同体だからその安寧の為には当然のことだが、現代の親馬鹿は、子供からせびられると何でも買ってやる。子供は欲しいものは何でも手に入るのだと思ひこむ「我慢・辛抱」が出来なくなる。青少年の非行の遠因が幼児期の躰につながっている。

親を見習う

五才位で基本的習慣の自立が完成し、体力的にも精神的にも自信をもち、たのもししい子供の

風格が身につく、六才位でよいとか悪いとかの批判をするようになる。この時幼児の目につくのは親が一番多いので、親のよい所、悪い所の影響をうけやすい。

善悪のけじめ

世の中にはして善いことと、悪いことがある。善悪のけじめをつけざるは良心である。その良心の芽生えは幼児期に始まる。

世間の親はよく、「まだ小さいからいゝきかしても分らん。もう少し大きくなり理くつが分るようになって云い聞かそう」と幼児時代を放任主義でやる人がおるが、これは大間違いである。なぜなら理くつが分るようになった頃には、子供も理くつをいって反抗する。もう遅い。むしろ理くつの分らない小さい時に善、悪のけじめを早く叩き込む

年末年始の交通事故防止について

年末年始には例年悲惨な交通事故が増発しております。交通事故の絶滅をはかるため、すべての歩行者、運転者、運転者の雇い主の方々は正しい交通のルールを守り楽しいお正月を迎えましょう。

○歩行者の皆さん

- 一、道路を横断するときは必ず横断歩道を利用しましょう。
- 二、横断歩道では、必ず手をあげて車に合図して渡りましょう。
- 三、横断歩道のない道路では手をあげて左右の安全を確認して、まっすぐ渡りましょう。
- 四、車のすぐ前、すぐ後は通行しないようにしましょう。
- 五、右側通行を励行しましょう。

○自転車乗用の皆さん

- 一、自転車の二人乗りをやめ右(左)折時は必ず手で

ことが大切である。
X X X X
家庭教育の重要さを述べていたらきりがないのでこれで止めるが、婦人会では若妻学級でこれらの学習をしているので、来年度は大勢参加されるよう希望する。

青少年の健全育成

青少年は郷土、国の繁栄の源で、青少年の健全育成は、国民すべての念願である。青少年の非行防止にも力を尽さねばならないが、積極的に健全育成にも力を注がねばならない。

集団活動は青少年の人間形成に大きな役割を果すし、スポーツ活動も同様である。次代をになう青少年を育てる運動を、町こそって推進しなければならぬ。

○自動車を運転する皆さん

- 一、自動二輪車、原付自転車を運転するときは必ずヘルメットをかぶりましょう。
- 二、横断歩道ではあらかじめ徐行し、歩行者の安全横断を助けましょう。
- 三、スピードは控え目に無理な追越しはやめブレーキは早目にかけましょう。特に安全呼称を励行しましょう。
- 四、酒をのんだら運転しない習慣を身につけ車を運転

○雇用者、管理者の皆さん

一、労務管理、人事管理を適正にして交通事故を防止しましょう。

二、仕業点検、定期点検を確実に実行し整備装置、不良車を運転させないようしましょう。

三、制限重量以上に積載させないようしましょう。

○家庭、職場の皆さん

一、公民館、隣組、職場等の座談会、懇談会を開催し交通安全についての話し合いを致しましょう。

二、家庭だんらんの時に、新聞テレビ、ラジオで報道される交通事故を取りあげ事故防止の話し合いを致しましょう。

三、家族が家を出るときには正しい歩行車に注意を、また車を運転する者には安全運転、酒をのまないなど「愛の一声運動」を実行しましょう。

四、子どもを道路や踏切で遊ばせないようしましょう。

折尾警察署から猟銃などによる狩猟についてお知らせ致します。

- 十一月一日から猟をする人にとっては楽しい狩猟シーズンとなりましたが、つぎのことに注意して、事故を防ぎましょう。
- 1、猟銃は県の公安委員会の所持許可を受けておかねばなりません。
 - 2、狩猟免許を受けた後でなければ狩猟はできません。
 - 3、鳥獣保護区、休猟区、道路

成人の日

一月十五日は成人の日です。岡垣町でも、次の行事を計画していますので、今年中に成人になられる方(昭和二十二年中に生れた人)は全員参加下さい。

成人祭

- 一、とき 一月十五日午前九時三十分受付 十時開会
- 二、ところ 岡垣中学校講堂
- 三、日程
 - 付会 演食 スク 会
 - ラース
 - 受開講中 コフダ 閉

- 四、講演
 - 九州産業大学教授 有沢貞雄先生
 - 9.30
 - 10.00
 - 10.40
 - 11.50
 - 12.30
 - 13.30
 - 15.30



留意点

- 1、青年団の肝入りで、昼食後コーラスと、フォークダンスを催しますので、寒くないよう、洋服等平服で参加下さい。
- 2、服装が華美にならないよう訪問着等は御遠慮下さい。
- 3、年始に婦人会の方から、当日の出欠をとって頂きますので、出欠をはっきり申し出て下さい。
- 4、無届の方は、欠席とみなし公民館の鏡、婦人会からの菓子は届けますが、当日の昼食は用意しませんので、御諒承下さい。

成人式おめでとう

……国民年金の加入届を
お忘れなく……

天下はれて一人前になるのが二十才、政治に参加する選挙権もできれば、民法で成人のあつかいもされるのです。

昔は、二十才から徴兵検査でしたが、福祉国家をめざす現代日本では、国民年金に加入する権利と義務が生れます。

国民年金は、わが国の社会保障制度の一つで、加入者がお年寄りになった時に支給される老令年金、又は万一の事故などにより障害者になった時、あるいは、夫と死別して母子家庭などの場合、障害年金、母子、準母子年金、遺児年金などの各年金があり、生活の不安を防止する目的として国が行っている制度です。

すでに会社や官庁につとめて厚生年金や共済組合の年金がある人は、その年金で将来が保障されていますが、このような人以外の農業、漁業、林業、商業などの職業に従事している人達は、二十才になったら必ず国民年金に加入して、日本人である限り、一人残らず将来何かの年金を受けることとなります。

又、途中で会社や官庁に勤めて国民年金以外の年金にかわつても、じゅずつなぎ方式で通算しますから、全く損にはなりません。

国民年金のかけ金は、こんどの法律の改正により、二十才から三十四才までが二百円、三十五才から五十九才までが二百五十円です。二十才の門出に国民年金の加入の手続きを、おわすれなく！

ところで国民年金が昭和三十六年四月に発足して以来、当然加入していなければならぬ人で、いまだに加入していない人があります。このような人達は将来何んの年金も受けられなくなり、一人とり残される結果となります。

国民年金では、老令年金を受けけるのに必要な期間が定められ年令に応じてその期間短縮されていますが、昭和六年四月一日以前に生れた人は、今すぐ加入しないと国民年金を受けるために必要な最少限度の期間を満たすことができなくなり、永久に年金が受けられなくなりますので、かならず加入の手続きをして下さい。くわしいことは役場えお出で下さい。

(住民課)

退職金の住民税が
かるくなります

地方税法「昭和四一年法律第四〇号」の改正により、町税条例の一部改正が、昭和四一年一月二六日の議会で、可決されたので、要点について説明します。

※退職金課税が、給与所得と分離して課税することとなったこと。

※退職金の町県民税が給料から天引きになったこと

退職金の町県民税は、退職金を貰った翌年に課税されていたが、来年から、退職金から天引する

こととなりました。従来退職金は、他の所得と合算して、退職した翌年度に、町県民税が課しておりましたが、昭和四二年一月一日以後に退職し、支払われる退職手当等について適用されます。

※税率が標準税率となり税額の一割控除して課税することになったこと

退職金の税金は退職手当等から勤務年数一カ年に付、五万円を乗じた額を控除し、その残が課税所得になります。税率は全国一律の標準税率

です。又一般所得との均衡上、「一般所得は翌年課税のため」当分の間税額より、一割控除します。以上により、退職金課税の不合理が是正されます。その他、詳細については、役場税務課へ、問い合わせして下さい。

税務課

税務署だより

青色決算の説明会を、明年一月二日午後二時より、四時まで、役場で行ないますので、所得税の申告をされる方は、多数お出下さい。

今日から記帳を始めましょう

青色申告をはじめたいと考え、おられる方は、昭和42年1月1日から、毎日の取引を記帳し、3月15日までに若松税務署長あてに、青色申告承認申請書を提出して下さい。

記帳が面倒ではなかるるか、またよく解らないからと、迷っておられる方は、今すぐ、当署青色申告指導係へお問い合わせ下さい。(TEL七六一二五三六)ご納得のいくよう、また簡易な記帳方法など説明し、更に資料をさしあげます。

庁舎の新築移転について

昭和41年4月から庁舎新築にともない、出署されます皆様にと

農地被買収者給付金の請求を

されていない方へ

農地法により農地を買収された方は、国より買収された農地に対し、報償金が支給されますので、給付金の請求をされていない方は、急いでして下さい。

締切は昭和四十二年三月三十一日迄です。

受付は役場産業課でして、いますので御利用下さい。

若松税務署より

農村集団自動電話のかけ方に

ついて

岡垣町内に農村集団自動電話が開通して、約八カ月を経過し、岡垣町の発展と共に、この農村集団自動電話の利用は、非常に増加しておりますが、電話交換取扱局である海老津郵便局が、全国即時網に編入され、ますます利用効果を上げております。

併しながら利用の増加と共に、「通話が切れて困る。」「話中にダイヤルを廻されて困る。」等の申告が度々あり、海老津郵

便局で、長期間調査しましたところ、電話の正しいかけ方をされてない方があり、このような結果を招き、迷惑をしておられるようです。

電話をかけられる場合は、左記の事項を守っていただき、お互いに迷惑をかけないように、利用されるようお願いいたします。

一、電話をかけられる場合は、

まず、受話器をとって、話中

でないか、確かめて下さい。確かめないで、ダイヤルを廻すことは、絶対に止めて下さい。雑音が入り、また電話が切れる場合があります。話中の方に迷惑をかけます。

二、話中の場合は、受話器を静かに正しくかけ

て下さい。

静かにかけなければ、話中に雑音が入り、話中の方に迷惑をかけます。また受話器は、正しくかけなければ、話中の状態になって、次に電話をかける方から利用出来なくなり、同一グループの加入者

ものしり帳

☆ 正月

正月の日本古来の呼名を「ムツキ」という。日本書紀でも既にムツキ(睦月)とあらわれている。一月を何故「ムツキ」というのか。

世諺問答によれば「正月をむつきと云うのは、知っている人は互に行き交いて、いよく親しみむつぶ事をしたので、この月を「むつび月」と名付け、それを略して「むつき」というなり。」と

☆ 一月一日

一月一日が太陽暦に基いて定められたのは、明治六年。「年の始めの例として、終なき世のめでたさを、松竹たて、門ごとに、祝う今日こそたのしけれ」と云う一月一日の歌は、明治二六年八月に制定された。

☆ 初荷 初夢

(一月二日)

初荷は、江戸時代の商家の風習。元旦は休業し二日早朝に縁起を祝って新年最初の商いをした。これを商始、初売といった。初荷はこの日初めて諸問屋、商店から積出す商品荷のこと。

初夢は、元禄天明の頃元旦の夜か二日の朝見る夢を云うようになった。初夢には吉夢と悪夢があり、吉夢は一富士、二鷹、三茄子がいいとされた。徳川家康が駿河にいた時、茄子

に迷惑をかけます。

三、話中に声が小さくなつた場合に

電話機のフック(受話器をかける箇所)に、赤色のボタンが左右に出ているのを押したり叩いたりしないで下さい。フックを押すと電話が切れます。

四、電話は簡単に要領よくかけて下さい

無駄な長い話で、電話を独占されると、同一グループの加入者が利用出来ず、迷惑をかけます。

の価が高かったため、この地が一番高いのは富士、次は愛鷹山三は茄子であった事から起ったという。

☆ 月待 日待 (一月十三日)

月待のマチはマツリのことだからわかりやすくいうと月祭である。正、五、九の三日、十三日、十七日、二三日、二六日などの夜の中一日をえらんで行なう祭が月待である。

日待は正、五、九月の吉日がえらばれる。日待は月待に対して太陽神信仰のなごりがある。「日本歳事紀」によれば「日待とは天照大神を拝するなり、月待とは月読尊を拝するよしといへり」とある。

☆ 成人の日 (一月十五日)

「自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに国民こぞって祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「国民の祝日」と名づける」(国民の祝日に関する法律)

成人の日は、おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いほげます日である。

(加藤憲著ものしりカレンダーより)

岡垣強し

糠塚十連勝

十一月二三日遠賀中学校で、遠賀郡農業振興連絡協議会主催で農業祭が催うされた。始めての催しで、式典、表彰、手芸生花、料理の展示、婦人の演芸等多彩を極めたが、中でも、町対抗陸上競技では、岡垣が郡を抜いて賞品を独占した。

恒例の公民館対抗伝大会は十二月十八日、近年初出場の波津、高陽等を含め、二十一チームが参加し、熱戦をくりひろげたが、部落を挙げて、本大会にのぞんだ糠塚チームが、十連勝の栄をかざった。

石橋健次 小野実男
門司勇二 入江光二郎
(一般の部B二位)
二村正英 石松 実
入江東樹 野田 均
(高校の部一位)
西岡良治 大庭誠次
入江秀敏 藤村久男
二百米女子リレー(三〇才以上二位)
石田房子 早川すえの
太田フジ子 石田江己子
八百米男子リレー(三〇才以下一位)
二村正英 石橋健次
上部和行 田原一男
四百米男子リレー(三〇才以上一位)
門司勇二 野田嘉浩
広渡正道 野田寿良
男女混成バレーボール(三五才以上二位)
花田昭吾 早川利治
太田 孝 高山典之
野田寿良 花田君子
河内睦子 早川すえの
岩崎千代香 宮本兎未子

糠塚十連勝の裏には、十数名が、五キロのコースで、一カ月位、六時半頃から、練習するので、区のOB、青年団等が先頭に立ち、道をライトで照らす等応援、はげましをやっている。

また糠塚同様、三チームを出場させた野間区では、成績は五位ではあったが、青少年の不良化防止と、体位の向上を目ざし体育委員、高山典之氏を中心に一月月の練習をし、大会当日も各中継所には、婦人会員がつきそう等区挙げて声援している。

水泳、相撲等、全身運動というが、走ることは、それにも増して、手早く、効果のある全身運動である。来年は勝敗を度外視して、全区参加がされることを望む。

◎ 大会成績

順位	チーム名	時 分 秒
一位	糠塚A	一一 二九
二位	岡垣中A	一一 五九
三位	吉木	一一 四〇
四位	元松原	一一 三三
五位	野間A	一一 四一

◎ 区間賞

分 秒	区 間	入 江 東 樹
一四 四四	一区	藤村公男
一一 〇五	二区	小野実男
一一 〇九	三区	西岡良治
一四 〇五	四区	入江秀敏
一五 三六	五区	入江東樹

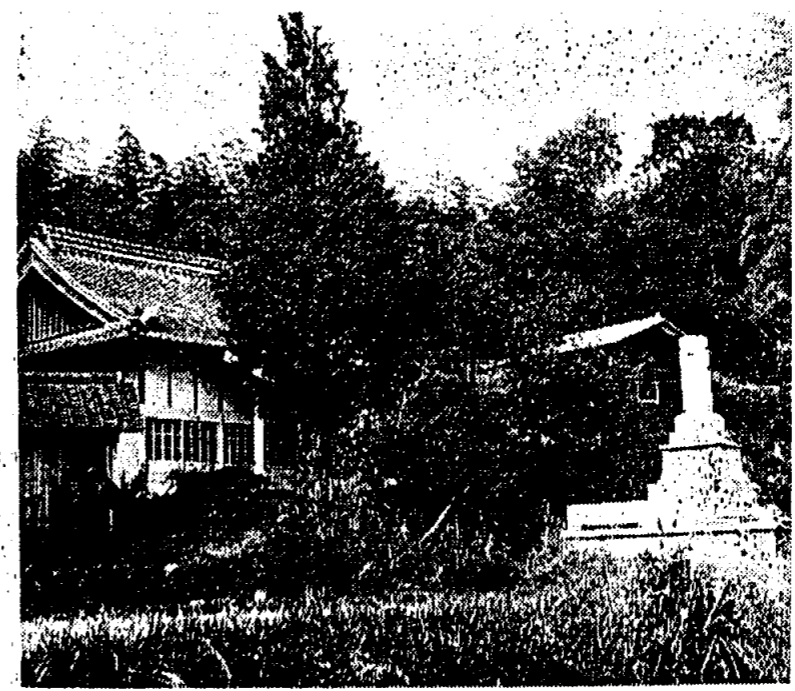


西圓寺由来

三吉の熊の浦にあり、真宗西本願寺派、法輪山と号す。寺伝によると、昔は天台宗にて、岡県主熊鰐公の城砦、別荘の地にて熊鰐十世孫熊亮すこぶる、仏乘に立入り、伝教大師の

教化を受け、法名覚純と改め禪慮をこの地に結び郷人名付て「熊の精舎」という、又、虚空蔵仏体を安置し星住庵といっていた。(過去数百年前に火災にあつたらしい。現在、本堂内陣に

立像長七寸本尊阿弥陀如来と共に毘沙門像を安置してある)その後五三世熊玄に至り、中興上人の教化を受けて慶長の末浄土真宗に改め、寛文六年八世吟雪上京し、六条御殿に謁し寺号木仏の免許を得て、今の寺号に改むと云う。寺としての年代は一世熊太(法名大観)より七十世の現在に至っている。(西円寺住職 熊鰐正思記)



西 円 寺 全 景

◎ 過労運転は

事故のもと

年末から年始にかけては、いろいろな用事で、車を運転する機会が多くなり、運転する人も疲れがちになります。この忙しい時期に、車を運転する人は、健康に注意して、深酒や、夜ふかしをつつしみ、休養とすいみんをよくとるように心がけましょう。

運転中にねむくなった時や、疲れを感じた時は、いったん車をとめて、休むようにしましょう。また、長い距離を運転する人は、とくに疲れを防ぐ心がけをしながら、途中、ときどき休んで運転することが必要です。雇い主や、運転管理者も、とくに運転者の健康状態には注意をくばって、無理な勤務にならないように心がけてください。

◎ 年末年始は

簡素に

年末も押しせまって、まちは、シングルベルの曲が流れてくるようになりました。楽しいクリスマスと、お正月は、もうすぐです。さて、クリスマスや、正月には、いろんな意味のない古い慣習にとらわれがちです。たとえば、クリスマス・ツリーや門松を飾ることなどは、出来るだけやめたいものです。家族みんなで協力し合せて、無駄な出費や、計画はさけて、楽しい年末年始の生活設計を考えましょう。

